長与町農業委員会会議録

平成２８年４月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年４月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年４月２５日（月）　　１５時５５分から１６時４５分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１５名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１１番　柿本　正博	１２番　柿本　香代
	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代	１５番　松尾　義徳
	１６番　柿本　尚文		

４．欠席委員（１名）

１０番　水谷　勉

５．議事日程

第１	議事録署名委員の指名	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
第２	第１号議案　農用地利用集積計画について		
第３	第１号報告　非農地証明交付願報告について		

６．農業委員会事務局職員

事務局長	森　省二
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	中山　高宏

事務局　ただ今より、平成２８年４月農業委員会総会を始めます。最初に、総会規則を申し上げます。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１５人の出席であることを、報告致します。本日の欠席者は、１０番、水谷勉委員のお一人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、こんにちは。それでは、平成２８年４月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。４番、入江武則委員、５番、白﨑純範委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農用地利用集積計画が８件、また、報告事項では、非農地証明が８件です。では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　第１号議案農用地利用集積計画の３枚目の１ページから４ページまでは、例月の規定、集計表等になりますので省略させていただきます。

それでは、議案書の５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、大村市東三城町（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，５９４㎡と（地番）、田、３９８㎡です。利用権の種類は、２筆とも賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年５月１日から３１年４月３０日までの３年間、年間の借賃も２筆で〇〇円となっています。新規です。

設定場所を申し上げます。７ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の〇〇バス停付近から町道へ入りましてＪＲの踏切を越えて約１８０ｍ行った付近の２筆になります。（施設名）から入り〇〇橋を渡って行くこともできます。これで説明を終わります。

議　長　ただいま説明が終わりましたが、地区担当委員さんからはありませんか。

８番、柳原委員。

８　番　地元委員として簡単に説明します。貸主の（氏名）さんは、実家は三根郷ですが、現在は大村市に住んでおられます。借主の（氏名）さんは、本川内にお住まいで、３年前よりこの農地を借りておられました。新規になっているのは、申請の日が遅くなったためです。以前より適正に管理されており問題ありません。以上です。

議　長　他の委員さんよりご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。２件目から５件目については、続けて説明をお願いします。

事務局　　２件目から５件目までは地区が同じで、１６ページに場所の説明をまとめておりますので、内容もまとめて先に申し上げます。８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，７１１㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年５月１日から３３年４月３０日までの５年間、年間の借り賃は〇〇円となっています。新規です。

続けて３件目を申し上げます。１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，７３６㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年５月１日から３３年４月３０日までの５年間、年間の借り賃は〇〇円となっています。新規です。

続けて４件目を申し上げます。１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，２３６㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年５月１日から３３年４月３０日までの５年間、年間の借り賃は〇〇円となっています。新規です。

続けて５件目を申し上げます。１４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，７９２㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年５月１日から３１年４月３０日までの３年間、年間の借り賃は、現物支給で、米〇〇ｋｇです。新規です。

次に設定場所を申し上げます。１６ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の三根郷の川平方面への三差路付近が１２ページの（地番）になります。その右上が１４ページの（地番）になります。それから〇〇団地下へ約４００m行ったところが１０ページの（地番）と

８ページの（地番）になります。これで説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。
８番、柳原委員。

８　番　　８ページの借主の（氏名）さんは、今回、２筆水田を借りておられます。これまでは畑を作られていたので、水稲を作るのは初めてです。私から借主さんへ作付けの方法、機械類の揃え方を説明しながら耕作していくので、やっていけると思います。
貸主の（氏名）さんは、嬉里郷にお住まいの方です。
１０ページの貸主の（氏名）さんは、すぐ近くに水田を２筆所有されている方で、１筆は、（借主）さん、もう１筆を（借主）さんへ作っていただくようになっています。
借主の（氏名）さんは、父親が田や畑を作っておられ、その手伝いをずっとされていたので技術はある方です。１２ページの(貸主)さんが所有している水田を（借主）さんが耕作することになりました。新規になっていますが、以前より（借主）さんが耕作されており、（借主）さんは大型の機械を導入し手広くされているので、問題ないと思います。
１４ページの（貸主）さんの水田については、以前、大越の〇〇さんが耕作していましたが、〇〇さんの体調が悪く耕作できないため、（借主）さんが作ることになりました。
場所につきましては、事務局の説明のとおりです。

議　長　　他の委員さん方から質問は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続けて、６件目、７件目の説明をお願いします。

事務局　６件目から７件目につきましても地区が同じですので、続けて内容を先に申し上げます。１７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、１，８６９㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は野菜です。現況地目は田ですが、現状は畑です。平成２８年５月１日から３１年４月３０日までの３年間、年間の借り賃は、〇〇円となっています。新規です。

続けて７件目を申し上げます。１９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、１，２３８㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年５月１日から３８年４月３０日までの１０年間、年間の借り賃は、現物支給で米〇〇ｋｇです。継続になります。

設定場所を申し上げます。２１ページをお開き下さい。（施設名）方向、（施設名）下の国道より元、（店舗名）があったところから町道へ入りまして、（施設名）の手前の左側が１７ページの（地番）になります。また、（施設名）付近の北側になりますが１９ページの（地番）になります。説明を終わります。

議　長　地区担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。
５番　白﨑委員

５　番　１７ページの（貸主）さんの畑を借りて（借主）さんが野菜を作ることになっております。今、話がありましたように、元は水田でしたが、斉藤地区は、一部埋め立てをしております。これまで、良く雑草の管理をされておりましたが、今回（借主）さんがその土地を借りまして、かぼちゃを作っておられ春は春かぼちゃ等、年中かぼちゃを耕作されて、すでに販売も琴海の瓜部会に所属されまして、かぼちゃで頑張ろうということで取り組んでおられます。水田の継続になります。１９ページの（貸主）さんの水田を（借主）さんが耕作します。継続となっており、現在水稲を栽培されています。

議　長　委員さんから、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありません

か。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続けて、８件目の説明をお願いします。

事務局　それでは２２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番)、畑、１，６９３㎡、利用権の種類は、使用貸借権、具体的な作物はみかんです。平成２８年５月１日から３１年４月３０日までの３年間です。継続になります。

設定場所を申し上げます。２４ページをお開き下さい。浜崎から旧道前田川内をとおって行くこともできますが、岡郷の（店舗名）先の国道を旧道、右側へ入り〇〇バス停付近先から左に中通り地区へ上ります。申請地までは〇〇バス停から約１．８キロ位上りあがった町道の右側の山手側になります。以上で説明を終わります。

議　長　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。

４番、入江委員。

４　番　貸主は、同じ中通実行組合の方です。借主の（氏名）さんは、果樹を専業にされております。他にハウスデコポン、ハウスイチゴを耕作されております。申請地は、５回ほど継続されているようですので問題は無いと思います。

議　長　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。これからは、報告事項に移ります。非農地証明交付願いの報告になりますが、１件目から７件目までは、続けて報告して下さい。

事務局　　報告事項の１ページをお開き下さい。非農地証明交付願報告書です。１ページから７ページの内容は、全て同地区、現況も同じですので、土地所有者である申請人の情報と申請地の地番・地目・面積を先に申し上げます。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請地は２筆で長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積１，７２２㎡と長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積２，６９８㎡です。

２ページをお開き下さい。申請人は４人共有になります。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、佐賀市久保泉町（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、時津町野田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長崎市花丘町（地番）。申請地は、長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積１，５４７㎡です。

３ページをお開き下さい。申請人、（氏名）さん。申請人住所、福岡県春日市平田台（地番）。申請地は、長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積９０㎡です。

４ページをお開き下さい。申請人は５人共有になります。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請地は２筆で、長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積９０８㎡と長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積１，２１５㎡です。

５ページをお開き下さい。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請地は、長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積１，０８７㎡です。

６ページをお開き下さい。申請人は４人共有になります。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町三根郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町吉無田郷（地番）。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町斉藤郷（地番）。申請地は、長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積３，３７１㎡です。

７ページをお開き下さい。申請人、（氏名）さん。申請人住所、福岡市南区大池（地番）。申請地は、長与町吉無田郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積１，２８４㎡以上９筆になります。用途区域としましては、全て都市計画区域内の市街化区域内になります。

次に、証明を受けたい理由は、記述していますように、平成元年頃に耕作放棄され、現況は山林化しており耕作地としての復旧は不可能であることから非農地証明の交付に至っています。

申請日は、平成２８年４月７日。確認日は、平成２８年４月１３日。上記のとおり、平成２８年４月７日申請の非農地証明交付願について、現地確認を行ったので報告します。平成２８年４月２５日農業委員山口益子、同じく井上良信、同じく柳原厚志以上代読です。

届出場所を説明いたします。８ページをお開き下さい。〇〇上り口道路の〇〇バス停右側付近と（店舗名）側から〇〇上り口道路へ入った、〇〇バス停左側付近の両方の道路に挟まれた場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　　立会をされた委員さんの方から補足説明をお願いします。

８番、柳原委員。

８　番　　地元の委員として報告します。

４月１３日に事務局と３名の委員で現地確認をしました。現状は、山林で竹山と雑木が繁り山林化されていましたので、３名の委員で非農地と判断しました。

議　長　　他の委員さんからお尋ねしたいことはありませんか。

３番、山口委員。

３　番　　補足説明をいたします。申請人が複数、４人とか５人になっているのは親御さんが亡くなられ相続を受けられたそうです。

議　長　　何かお尋ねしたいことはありませんか。

４番、入江委員。

４　番　　図面を見ますと、飛び飛びで非農地証明を交付していますが、先々何か計画がありますか。

議　長　　この件については、農業委員会としては、局長の専決で非農地証明を交付していますが、事務局は、今後の計画が分かっているようなので説明をお願いします。

事務局　　この区域一帯は、池山土地区画整理事業の開発事業の区域となっております。概要については、農地を含め計画地が３．４ｈａ、９６宅地を計画されており、計画人口を３２０人と想定しております。宅地造成の計画期間としましては、平成２９年３月完工を予定しており

ます。簡単ですが以上です。

議　長　　事務局より説明が終わりましたが、入江委員、今の説明でよろしいですか。

４　番　　はい。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　他にお尋ねしたいことが無かったら、続けて８件目の報告をお願いします。

事務局　　続きまして、９ページをお開き下さい。申請人、（氏名）さん。申請人住所、長与町平木場郷（地番）。申請地は、長与町嬉里郷（地番）。地目は畑、現況が山林、面積２，０１８㎡です。用途区域としましては、都市計画区域内の市街化調整区域内になります。

証明を受けたい理由としては、記述しているとおりで、雑木が繁茂し、山林化している状態であり、また、他人の所有地を通らなければ農地に入ることも出来ない状態でもあり、耕作地への復旧は不可能であることから非農地証明の交付に至っています。申請日は、平成２８年４月１２日。確認日は、平成２８年４月１９日。上記のとおり、平成２８年４月１２日申請の非農地証明交付願について、現地確認を行ったので、報告します。平成２８年４月２５日農業委員山本純博、同じく柿本香代、同じく松尾義徳、以上代読です。

１０ページをお開き下さい。届出場所になりますが、（施設名）側の山手側になります。以上で説明を終わります。

議　長　　立会をされた委員さんの方から補足説明はありませんか。

９番、山本委員。

９　番　　４月１９日に事務局と３名の農業委員で現地確認を行いました。今回の非農地申請の理由通りで、現地は山林化しており農地としては不適当と判断いたしました。

議　長　　他の委員さんから何か、お尋ねしたいことはありませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　事務局へ質問です。何年頃から現状のような状態になったのか。それから他人の土地を通らないと農地へ行けない。とありますが、入会権は登記簿に設定されていますか。

事務局　　この農地につきましては、平成７年に耕作目的で売買をされておりますが、その当時より手が回らず不耕作状態になったと推測されます。また、入会権等は付いておりません。

議　長　　今の説明でよろしいでしょうか。

１６番　　はい。わかりました。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２８年４月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会します。